

## 市立函館病院栄養管理委員会要綱

### (設 置)

第1条 患者の適切な栄養管理を実現するために「市立函館病院栄養管理委員会」(以下「栄養管理委員会」という。)を設置する。

### (所 管 事 項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 栄養管理計画書に関すること。
- (2) 栄養指導に関すること。
- (3) 個々の患者の栄養管理に関すること。
- (4) 食事計画及び、食事調査に関すること。
- (5) 施設並びに衛生に関すること。
- (6) 栄養サポートチーム (NST) に関すること。
- (7) 摂食嚥下チームに関すること。
- (8) 口腔ケアチームに関すること。
- (9) 栄養剤・栄養補助食品に関すること。
- (10) その他の栄養管理に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、病院長が指名する。
- (2) 副委員長は、委員長が指名する。
- (3) 委員は、次に掲げる者を持ってあてる。  
栄養管理科長、看護局長、看護科長、事務局長、医事課長、管理栄養士、給食委託業者、病院長が指名した者
- (4) オブザーバーは次に掲げる者を持ってあてる。  
消化器外科長 (NST)、リハビリテーション科長 (摂食嚥下チーム)、  
口腔外科長 (口腔ケアチーム)
- (5) 委員長は会務を総理する。
- (6) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。
- (7) 第2条第6号・第7号・第8号に関し、摂食・栄養合同会議を設置し、必要事項は別途定める。
- (8) 第2条第9号に関し、採否について審議する栄養剤・栄養補助食品検討部会を設置し、必要事項は別途定める。

(会 議)

第4条 委員会は毎月第4月曜日に開催し、必要に応じ委員長が召集する。  
協議事項がない場合は、委員長の判断で書面開催とすることができる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見または説明させることができる。

(庶 務)

第6条 委員会に関する庶務は、栄養管理科において行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

平成20年2月5日改訂

平成20年4月24日改訂

平成22年4月15日改訂

平成22年10月21日改訂

平成25年1月23日改訂

平成25年7月31日改訂

平成27年4月27日改訂

平成29年4月24日改訂

平成30年8月27日改訂

令和1年6月24日改訂

令和4年4月25日改訂

令和5年4月24日改訂